

道央廃棄物処理組合公用文に関する規程

(平成26年2月18日訓令第2号)

道央廃棄物処理組合の公用文の作成については、千歳市公用文に関する規程（平成24年千歳市訓令第5号）の規定を準用する。この場合において、同訓令の規定中「本市」及び「千歳市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。